

～寒波に備え～

水道管の凍結防止に 取り組みましょう



寒波などの影響で、お客様の蛇口・水道管が凍結、破損した場合、その修理代や漏水した料金は、お客様の負担となってしまいます。本格的な寒波到来前に、水道管の凍結防止に取り組みましょう。



その1 寒波が来る前にやっておくこと

●水道メーターの場所を確認してください。

- ・水が出ていると、水道メーター内のパイロットが回転します。蛇口を全て閉めてもパイロットが回転する場合は、漏水の可能性がありえます。



↑水道の工事・修理が必要な場合
(指定工事業者一覧)



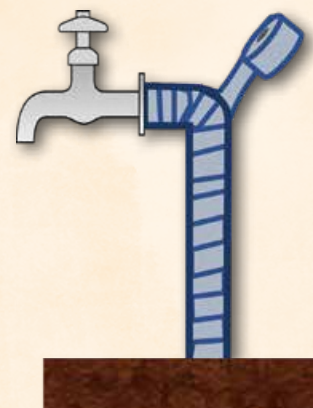
- ・漏水の場合は、新発田市指定給水装置工事事業者（指定工事業者）に調査・修理を依頼してください。

●屋外のおき出しの水道管は、市販の保温材や凍結防止ヒーターで対策を行ってください。

すでに保温材が巻いてあっても、隙間や剥がれがないか確認してください。

●冬期に帰省や旅行で長期間留守にする場合は、水道局に使用休止（閉栓）を申請してください。

電話やホームページで簡単に申請できます。閉栓中は基本料金はかかりません。



その2 水道管の凍結に注意

●最低気温に注意してください。

水道管は一般的に、 -4°C 以下になると凍結しやすくなるといわれていますが、風や日光の当たり方などによっても異なります。**週間予報で氷点下の最低気温が続く場合は注意してください。**

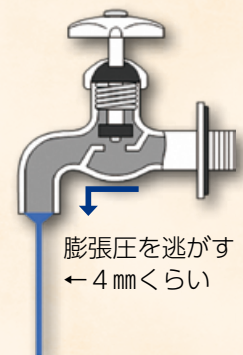
●給湯管の凍結に注意してください。

令和5年1月の大寒波では、給湯機からお湯の蛇口につながる管（給湯管）の凍結破損が多発しました。水の管だけでなく、給湯管の凍結予防も必要です。

●【凍結予防】気温が下がる夜間など、少しずつ水を流してください。

水道管が破裂するのは、凍結により管内の水の体積が膨張するためです。少しずつ水を出せば、凍結時に膨張する圧力を逃がすことができます。この時、「蛇口からの太さ4mm程度の水」と覚えておくと良いでしょう。

※上記のように一晩（10時間）流した場合、水道料金にすると約100円程（下水道料金除く）です。



【◎給湯ありの蛇口の場合】

- ・給湯機のリモコンのスイッチを「切」にする。※コンセントは抜かないでください。
- ・レバーをお湯側（左側）に回し切り、同じく太さ4mm程度の水を流します。

シングルレバータイプの場合



2ハンドルタイプの場合

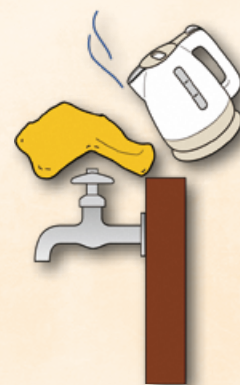


※給湯機や蛇口の凍結防止方法・操作方法はメーカーや機種によって異なりますので、詳しくは取扱説明書やメーカーホームページでご確認ください。

その3 水道管が凍結したら

●熱湯などによる急激な解凍は、管の破損の原因になります。

- ・蛇口を全開にし、タオルなどの布を当てて、その上から50℃程度のぬるま湯をゆっくりかけて解凍してください。※熱湯は厳禁です。
- ・ドライヤーの温風でゆっくり解凍してください。
- ・凍結した蛇口のある部屋全体を暖房で暖めてください。



その4 水道管が破裂してしまったら

●自宅の水道メーター内の止水栓を閉めて、指定工事業者に修理を依頼してください。

給水装置の修理は新発田市の指定工事業者しか行えません。

現在、新発田市指定工事業者は約160社あります。新発田市ホームページ内で「指定工事業者」で検索いただくか、市水道局へお問い合わせください。



水道の工事・修理が
必要な場合→
(指定工事業者一覧)



※止水栓を閉めても水が止まらない場合は、水道局にご一報ください。

その5 漏水時の水道料金はどうなる？

●宅地内の蛇口、給湯機、水道管で漏水が発生した場合でも水道料金として請求されますので、漏水には十分注意してください。

- ・水道管が破裂して漏水した場合、1時間に1,000ℓ程度漏水する場合があります。これを気づかずに放置した場合、水道料金にすると1週間で約37,000円にもなります。

この他に水道管や給湯機の修理費用も掛かります。

※給湯機が凍結によって破損した場合、メーカーの保証期間内でも保証対象にならない場合がほとんどです。

- ・水道料金の減免制度について漏水箇所が地中、床下、壁中などで発見が困難な場所であるとき、水道料金の減免を受けられる場合があります。この場合、市水道局または、新発田市指定工事業者にご相談ください。



その6 受水槽をお使いの方へ

受水槽方式の場合は構造上、少しずつ水を流す凍結予防方法は行えません。(受水槽には、少しずつ注水しないため。)したがって、受水槽まわりの配管は、保温材や凍結防止ヒーターなどで十分な対策を行うことが必要です。

なお、受水槽本体や受水槽以降の配管や設備での漏水は、減免制度の対象になりませんのでご注意ください。

(例えば集合住宅の場合、受水槽から各部屋に向かう配管が漏水していても減免制度対象となりません。)

受水槽：

集合住宅や学校、工場などでは、水道水をいったん水槽に水を貯め、この水をポンプで送る施設を設置する場合があります。この水槽を受水槽といいます。



大切なことなので、もう一度

Dr. すいどー



あなたの家の水道管や蛇口、給湯機などは、あなたの大切な「財産」ですので、

① 「水道メーターの場所を覚えておく」

ときどき、

② 「メーターのパイロットの動きを確認」

を心がけることは、あなたの財産を守ることに繋がります。

〒957-0026 新発田市下内竹747番地



新発田市水道局

電話 0254-20-0141 (代表)

新発田市ホームページ

<https://www.city.shibata.lg.jp/>

○このチラシについてのお問い合わせは

業務課給水係

電話 0254-23-7192

○水道の使用休止・再開については

料金センター

電話 0254-23-7191